○農林水産省告示第五百七十八号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十四年に発生した林道についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	釧路市	伊達市
	上磯	知内町
	檜山	上ノ国町
	沙流	平取町
	浦河	浦河町
青森県		青森市
宮城県		白石市
	伊具	丸森町
秋田県		横手市
山形県	最上	舟形町
	西置賜	小国町
福島県		喜多方市
	大沼	三島町
茨城県		北茨城市
富山県		高岡市
	下新川	入善町
福井県		小浜市
長野県		千曲市
	北安曇	白馬村
岐阜県	揖斐	揖斐川町
	加茂	白川町
静岡県		静岡市
三重県		いなべ市
滋賀県		東近江市
京都府		京都市
	綴喜	宇治田原町
大阪府		岸和田市
兵庫県		姫路市
	美方	香美町
奈良県		五條市
和歌山県	東牟婁	那智勝浦町
島根県		出雲市
岡山県		井原市
	和気	和気町
	久米	美咲町
広島県		安芸太田町
愛媛県		西予市
	越智	上島町
	喜多	内子町
	北宇和	松野町
高知県		室戸市
	高岡	檮原町
	幡多	三原村
福岡県		久留米市
	筑紫	那珂川町
	田川	川崎町
	京都	みやこ町
佐賀県		唐津市
	杵島	大町町
熊本県		菊池市
	阿蘇	高森町
	球磨	相良村
大分県		日田市
	玖珠	玖珠町
宮崎県		日南市
	東諸県	綾町
	西臼杵	高千穂町
鹿児島県	肝属	肝付町
	大島	龍郷町
沖縄県	国頭	恩納村
	島尻	伊平屋村

八女市　うきは市　朝倉市　みやま市　糸島市
竹田市　宇佐市　豊後大野市
小林市（旧小林市の区域に限る。）
球磨村
阿蘇市
大町町
菊池市
唐津市
みやこ町
川崎町
那珂川町
三原村
檮原町
室戸市
松野町　鬼北町
内子町
上島町

備考

この告示に掲げる地域は、平成二十四年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第五百七十九号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、平成二十四年に発生した林道についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	松前	福島町
岩手県		大船渡市
		一関市
		陸前高田市
	気仙	住田町
	下閉伊	岩泉町
宮城県		仙台市
	牡鹿	石巻市
		気仙沼市
		大崎市
秋田県		由利本荘市
	雄勝	羽後町
山形県		鶴岡市
	東田川	庄内町
福島県		郡山市
	東白川	棚倉町
		いわき市